

神戸市従業員労働組合 教育支部との交渉議事録

1. 日 時：令和8年5月13日（水）18：00～18：10

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出席者：

（市）教職員給与課長、労務制度係長、他1名

（組合）市従教育支部副支部長2名、書記長、書記次長1名

4. 議 題：有料道路の認定対象者の変更について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、「有料道路の認定対象者の変更」について、ご提案させていただきます。

お配りしております「有料道路の認定対象者の変更について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、学校園で働く全教職員の働き方改革を推進するとともに、チーム学校として学校園が一体感を持って働ける職場環境づくりに資するため、有料道路の認定対象職員を拡大いたします。

「2. 実施内容」でございますが、六甲北有料道路、阪神高速神戸山手線、第二神明道路の認定対象につきまして、従来の「教員のみ」から「全教職員」へと変更いたします。なお、各有料道路の認定要件および指定公署要件に変更はございません。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年6月1日といたします。なお、実際の支給につきましては、原則として7月例月給与において遡及して支給いたします。

私どもからは以上でございます。

（組合） 本日はお忙しいところ、交渉の場を設けていただきました事に、感謝申し上げます。

今回、有料道路認定対象者が教員のみから全職員に変更されることについては、非常に評価しております。しかしながら認定要件が厳しく、実際に対象となる職員は極めて少ないという問題があります。認定要件の緩和について、今後も協議事項とさせていただきたいと思っております。